

はじめに

厚生労働省が所管する毎月勤労統計は、統計法に基づく基幹統計です。

本統計はその前身を含めると大正12年から始まり、96年の歴史のある、わが国唯一の賃金動態統計です。

統計調査の目的は、労働者の賃金、労働時間、雇用について毎月の変動を明らかにすることであり、調査結果は、内閣府の「月例経済報告」や「景気動向指数」等の景気動向の判断資料、雇用保険法の失業給付額の算定の基礎資料およびわが国の経済政策や労働政策の基礎資料となるほか、民間企業においては、労働条件に関する問題解決のための客観的資料として利用されるなど、各方面で幅広く活用されています。

本県では、毎月勤労統計調査地方調査について、「毎月勤労統計調査地方調査月報」として毎月公表していますが、本書は、平成29年1月分から12月分までの1年間の結果を、時系列に比較できるように取りまとめたものです。

本県経済の1つの指標として、あるいは、各種政策の立案や企業経営の検討資料として御活用いただければ幸いです。

なお、この調査の実施にあたり御協力をいただきました調査対象事業所および調査関係者の皆さまに対し厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

令和元年(2019年)11月

滋賀県総合企画部統計課長 廣瀬 淳子

目 次

第 1 章	毎月勤労統計調査地方調査の概要	1
	毎月勤労統計調査地方調査の表章産業等について	4
第 2 章	調査結果の概要（事業所規模 30 人以上）	5
第 1 節	賃 金	7
1	賃金の動き	7
2	産業別賃金	8
3	男女別賃金	11
4	事業所規模別賃金	12
5	賞 与	13
6	近畿各府県・全国との賃金比較	14
第 2 節	労 働 時 間	15
1	出勤日数	15
2	労働時間の動き	16
3	産業別労働時間	17
第 3 節	雇 用	18
1	雇用の動き	18
2	産業別常用労働者数	19
3	労働異動の状況	20
第 3 章	調査結果の概要（事業所規模 5 人以上）	23
1	賃 金	23
2	労働時間	24
3	雇 用	24
第 4 章	特別調査結果の概要（事業所規模 1～4 人）	25
1	賃 金	25
2	労働時間	26
3	雇 用	26
第 5 章	統計表（実数表）	
	第 1 表 産業別・性別常用労働者の 1 人平均月間現金給与額	27
	第 2 表 産業別・性別常用労働者の 1 人平均月間出勤日数および労働時間	72
	第 3 表 産業別・性別毎月末常用労働者数と月間労働異動率	97
第 6 章	統計表（指数表・事業所規模 30 人以上）	143
第 7 章	統計表（指数表・事業所規模 5 人以上）	159
第 8 章	付 属 資 料	
	毎月勤労統計調査規則	175
	調査票の様式	181